

同朋
選書 16

信の回復

和田
稠

目次 ● 信の回復

再版にあたって

はじめに — 一つの問題提起

- 一 「私」における「民族」と「世界」 4
- 二 「自覚の宗教」と「民族の業」 9
- 三 靖国の恩恵 12

第一章 神社神道と日本人の意識構造

- 一 靖国の原点としての神社神道 22
- 二 神社神道の基本的性格とその機能 24
- 三 神社神道と靖国の系譜 50

第二章 国家神道の形成とその影響

- 一 国家神道の骨格 62
- 二 国家神道樹立のための施策 68

三 国家神道の特性とその影響 79
四 国家神道の支柱としての靖国 86

第三章 国家神道の解体・復活

一 国家神道の解体 92
二 国家神道の復活——その拠点としての靖国—— 95

第四章 真宗と靖国

一 仏教の渡来と習俗化 112
二 念仏の信と民族の業 119
三 群萌のすくい——民衆の宗教—— 144
四 真宗教団の課題 156

おわりに——信の回復と靖国のゆくえ

181

一 靖国の無化 181
二 あるべき靖国 183

あとがき 190

靖国神社問題の流れ(年表) 191

再版にあたって

「靖国問題は、現代日本における重要な政治的・道義的課題であるというだけでなく、現在、将来にわたる私たち日本人の思想・精神の根底にかかわる問題であり、ことに親鸞聖人の教えに生きる真宗門徒にとっては、信心の本質にかかわる問題である」

敗戦後三十年にもなつて、ようやくこのことに気づいたそのおどろきを、一人でも多くの同朋に、一刻も早く訴えたいという当時の切迫した気持が、初版の「あとがき」から感ぜられます。それから八年間、出版当初この小著に荷負わされていた啓蒙的役割はだいたい果たすことができたのではないかと思われまます。

現在、靖国をめぐる内外の状況は、当時とは比較にならぬ深刻な様相をあらわにしておりますが、そうした中であらためて読みかえしてみると、全篇を通して意にみた

ぬことばかりでとうてい再版に堪えうるものとは思われません。

何といってもこの八年間の歴史の推移の中で、どのような解説や論評よりもすぐれて靖国みずからがその正体をあらわにしてみましたし、また私自身について言えば、この八年間の靖国とのかかわりを通して次第に予想することもなかったような聖人と再会がはじまり、真宗とのあらたなる邂逅をかたじけなくすることとなったことから、意にみたぬおもいをいっそう強くしているのかもしれない。

ですから、この際、全面的に稿を改めたいというおもいがしきりですが、そのような時間的余裕も体力的余裕も見出しがたい昨今です。やむなく誤字、誤句の訂正と最小限表現の不適切と思われる語句の修正にとどめることになりました。

さらに初版以来現在までの期間中における靖国問題の経緯を知る手がかりとして、出版部の労を煩わして簡単な年表資料をつけ加えてもらいました。

再版ということが、この小著の使命がまだ終わっていないという判断に立っての企てであるとするなら、そのような判断を許す教団の土壤こそが限りなく靖国を再生産してくる土壤でもありましょう。しかしその土壤をヌキにして真宗に遇う場所のない

こともまた確かです。

こうしたいろいろな感懷を越えて、私たち一人ひとりが、証道いよいよ盛んなる浄土の真宗に参入しないではすまぬ時節がまさに到来していることを覚えます。

昭和五十八年九月

和田 稠

はじめに

— 一つの問題提起 —

一 「私」における「民族」と「世界」

私たちが一冊の本を読む場合に、いわゆる「読みが深い」とか「浅い」とかということがある。それは著者の意図についての理解、把握の度合いについて言われるわけです。同じ本についても青年期に読んだときと、老年になって読みかえしたときと、そこにおのずから理解の深まりが認められることは、私たち自身しばしば感ずるところです。人生経験を重ねることによって次第に自分の独断や偏見に気づくようになり、著者の世界との交流の幅がひろくなって、共通の視野が開けてくるからでしょう。

おなじことが読者相互の間についても言えるようです。個々の読者はそれぞれの経験を通してしか著者の世界に触れることはできないのですから、その意味ではあくま

で「自分なりに」読んだので、著者の身となり、著者と同じ世界でその本を的確に読んだとは言えぬわけです。しかしまた読むことを通して著者の世界に触れ、そのことによって各自の主観的な「思いなし」に気づいて、相互の間に著者と共なる共通の目が開かれてくることもたしかです。ここに読書の重要な意味があります。

しかし、読書の効用がこのように「自己を開く」ものとして働くためには相当の困難性を克服しなければなりません。というのは私たちは読書によって自分の「思いなし」に気づくよりも、反対に自分の「思いなし」を読書の知識によって正当化し理由づけようとする強い性向にひかれるからです。なぜなら、私たちの「思いなし」の根は非常に深く、それぞれの読者の人生経験、さらにそれを成り立たせている個人の「好み」やその人の性格、体質にまで根ざしているものだからです。仏教の言葉で言えば、これは「個人の業」であり、私たちはそれぞれの業によってうごく業的存在だということです。したがって読書という行為もそのような自己の在り方によって規定され、それは自己の知識とはなっても自己を知る智慧とはなり難いのです。

はじめに
ところで問題はこれできまるものではありません。たとえば私たちが外国人の書いた

本を読む場合を想定してみましよう。かりに私たちが各自の「思いなし」に気づいて共通の視野を持ったとして、それで外国人の本が的確に読めるということにはならないのです。そこにはもうひとつの厄介な困難性が横たわっています。それは個人をつつみ、その性格を規定しているところの国民性とか、民族的体質とかにかかわる困難性です。

私たちが外国人の著書を読む場合、同じ日本人仲間の書いた本にくらべて、それを理解することがはるかに困難であるのは、そこに国民性、民族性の差異があるからです。それはそれぞれの民族のつくり出してきた社会や国家、その歴史的伝統ならびに風土等の中で形成されてきたものですから、私たちが外国人の著書をその著者の身になって著者と同じ世界に立って的確に読むということは、ほとんど不可能といってもよいほどの困難性をともなうのは当然のことです。そしてこのことは私たち日本人にとって特にいちじるしく感ぜられるように思われます。

個人の「思いなし」が他人との接触によってはじめて気づかれるように、民族的な「思いなし」はそれとは異質な他民族との接触によって気づかれるのが普通です。その場合そこには諸民族の接触を成り立たせるような「世界」があるわけです。私たちは他民族との接触によって自己の民族的特質に気づき、そのことによって「世界」に生まれるとき、はじめて民族的自覚をはなれない世界的個人（真の意味での具体的な「個人」）の自覚に立つことができるのです。ところが私たち日本人にはごく最近までこのような民族的自覚、ひいては個人的自覚をうながすような「世界」が無かったと言ってよいのではないかと思うのです。

私たちは、今まで自己の民族的特性を否応なしに確認させられるような他民族との直接的接触を持つことがありませんでした。私たちにとっては「日本」が「世界」であり、「民族」が「人類」でした。したがってここでは「個人」といっても「民族」中の「個人」であり、「世界」といっても「民族の思いなした世界」にすぎません。それでは「民族」だけがあったのかと言えども言えません。なぜなら、本来「民族」とは「個人」に対し「世界」に対したときにはじめて独自の意味を持つわけですから、「民族」だけしかないところでは、実は「民族」もないと言わねばなりません。強いて言えば、そこには「眠ったままの民族」と、それに抱かれた「民族の子として

の個人」がいるのです。私たち日本人が「民族的自覚」という場合、それは「世界」においてめざめ、「個人」によってたしかめられた民族の「自覚」ではなくて、反対に「個人」の自覚意識を「民族」の中に没入することのように思いこむ理由がここにあるのです。

こうした日本的世界の中で私たちが外国人の著書を読む場合には、それによって自分の「思いなし」を知らされるよりも、反対に自分の「思いなし」によってそれを読むことになります。「世界」によって、「自己」を読みとるのではなく、「世界」を「自己」によって読もうとすることになるのです。世界のいかなる人も、個人の体質に根ざす独断・偏見とともに、民族の体質に根ざす独断、偏見から免れることはできません。そして後者は民族のすべての成員に共通するものですから、民族の中の個人がそれに気づくことはきわめてむずかしいわけですが、特に私たち日本人は前述の理由からその困難性には格別のものがあるわけです。個人の業と民族の業の分ちがたい深みの中で無自覚に生きてきたのが日本人であると言いうことができましょう。

二 「自覚の宗教」と「民族の業」

こうしたことがいま問題となってくるのは、そこに私たち真宗教徒が現在当面している深刻な現実的課題の本質がひそんでいるからです。

仏教は「世界宗教」であり「自覚の宗教」であると言われますが、その「世界宗教」とは「国家」や「民族」を超えてすべての人々の苦悩を開く普通の真理であることを意味し、「自覚の宗教」とはその普通の真理（法）によって一人一人の個人の自覚がうながされ、その個の自覚を通してのみ人々は業の束縛から解放されて安心立命することができるといいう意味です。このことは法の普遍性と対応して、人間であるかぎり個の業障ごうしょうとそれによる迷いの基本的構造はみな同じであるということを示しています。もちろんこのことは、その基本的構造について言われることであって、具体的な個々の業障そのものは老・少・善・悪・男・女のそれぞれの業に応じた特殊性を持つことは言うまでもないことです。人は各人各別の業障にさめることを通して、一切の衆生がひとしくそうした業的存在であることを知るのであります。

ところで、「すべての個人は人間としては本質的に平等である」ということは、長い歴史の過程をくぐることによってようやく現代人のたどりついた理性的認識ですが、それがまだ十分に実践的認識となっていないことは、現に人種差別や民族差別としてあらわれていることによっても明らかです。このことは、理性的には平等であるはずの現代人も、実践的には人種や民族の業によって動いていることを示しています。ここに私たちは個人の業（不共業）とともに民族の業（共業）の束縛を実感せずにはおられません。

ここから次のことが明らかになってきます。第一に、私たちは一個の人間としての自己を考える場合に「個」と「全」とを対応させて「人間としての私」「人類の一人としての私」を想定するのですが、そのような私は考えられた抽象であって具体的個人でないということです。具体的にあるのは「日本人である私」「民族としての個人」なのです。「個」は「民族としての自己」をもその内容とするときに、はじめて「自覚的個」となり、そのことによって民族を超えた「人類の一人」としての自覚をともなうこととなるのです。第二に、したがって「日本人である私」のありようが自

覚されない、すなわち、無自覚的な「民族の子」としての私にあっては、「個の自覚」「全の自覚」といっても、ともに民族意識の中での問題でしかないということです。そしてこのことが今の私たちの当面している課題の核心なのです。

私たち真宗教徒は宗祖親鸞聖人によって開顕された専修念仏の教えが、ひろくすべての人々の上に普遍の真理をひらく宗教であり、それが日本人の宗教でありつつ世界の宗教であることを確信しています。また、念仏の信のみがすべての人々を覚めしめ、業の束縛から解放して、真に一個の人間として独立せしめるものであることを疑いません。しかし、事実として私たち一人一人が果たしてその教えに依り、その信にめざめた独立者として生きていると言えるのであろうか。私たちに賜った念仏の信が個人の業障をつつんだ民族の業障の深みをも照らす智慧として働いているのであろうか。

もしそうでないとしたら、私たちは、みずからは念仏の信に生きていることをよろこびながら、その信のよろこびともろともに閉鎖的な民族意識の中からみとられていることになりはしないか。そうすれば、そのような境位において仰がれるところの普遍の法も、知らずして世界の人々を閉め出した特殊の法になってはいはしないか。

私たち真宗教徒がまぎれもない日本人であるかぎり、先に述べたような日本人固有の民族的体質から自由であるはずはなく、そうであれば、念仏によって自己を知らされるかわりに、自己によって念仏をとらえているのではなからうか。とすれば、そこにあるものは「真宗」の名における「民族宗教」ではないのか。

それとも、そこにこそ日本人の血肉と化した「日本の真宗」があるのだと考えねばならぬのであろうか。

いったい私たちはどういう地点において、みずからを「真宗教徒」であると名づけることができるのか。

三 靖国の恩恵

このようなことが私自身の重要な課題となってきた、その契機となったのが靖国問題なのです。私自身の日本人としての民族的体質と真宗教徒としての信とが同時に問われてきたのです。正直いってこうした深刻な問題が私自身に問われたことは、靖国にかかわる以前において一度もなかったのです。これまで私は自分が真宗教徒である

ことを疑ったことはありませんでした。もちろん私自身の「内なる民族性」を主体の問題として吟味したということもありません。したがって今問題としてしているような視座から聖人の教えをうかがったこともなかったのです。このような私自身が問いなおされ、そのことによって聖人の教えを改めて窺うことになったということは、ひとえに「靖国の恩恵」と申すほかはありません。

昭和四十四年三月、真宗大谷派が靖国神社法案に対してはじめて反対表明をした当時は、お恥ずかしいことに私自身「靖国問題」について何らの積極的関心も持つておらず、したがってそのことの真の重要性についてまったく気づいておりませんでした。ことの重大性によりやく気づき、多少の積極的かかわりを持ちだしたのは昭和四十六年以來のことです。なぜ真宗大谷派が法案に反対しなければならぬのか。昭和四十四年の時点で大谷派・本願寺派両総長の連名で政府自民党に対して出された「要請」では、その反対理由としてあげられたのは、もっぱら「法案」自体のもつ違憲性についてでありました。現に神社神道所屬の宗教団体である靖国神社を国家護持することは「信教の自由」「政教分離」の原則、並びに「公金使用の制限」という憲法の規定